

認定こども園の認定及び認可事務取扱要綱

第1 趣旨

この要綱は、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「法」という。）」の施行について、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行規則（平成18年文部科学省令・厚生労働省令第3号。以下「省令」という。）」、「幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定の要件を定める条例（平成18年山口県条例第55号。以下「条例」という。）」、「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年山口県条例第35号。以下「幼保条例」という。）」、「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行細則（平成18年山口県規則第145号。以下「施行細則」という。）」及び「幼保連携型認定こども園の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成27年山口県規則第20号。以下「幼保規則」という。）」に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園の認定要件

1 職員配置

教育及び保育に従事する者の数（条例第2条第1の4号）

教育及び保育に従事する者の数の算定方法は、満年齢別に、施設において保育する子どもの数を同号に掲げる基準で除した数（小数点第2位以下切捨て）を求め、各々を合計した後に小数点以下を四捨五入することによるものとする。

$$\begin{aligned} \text{保育に従事する者の数} = & (0 \text{ 歳児} \times 1 / 3) \\ & + \{ (1 \text{ 歳児} + 2 \text{ 歳児}) \times 1 / 6 \} \\ & + (3 \text{ 歳児} \times 1 / 20) \\ & + (4 \text{ 歳以上児} \times 1 / 30) \end{aligned}$$

2 職員資格

(1) 満3歳以上の子どもの保育に従事する者の資格（条例第2条第4号）同号の規定は、共通利用時間及び共通利用時間以外の時間帯において教育及び保育に従事する者について適用するものであること。

また、「取得するよう努めていると認められるもの」とは、当該者が所有していない資格の取得を目的とした講習の受講等を行っている場合をいうものであり、この場合においては、当該者の資格取得が容易になるよう、施設は、勤務時間に配慮する等の措置を講じること。

- (2) 過疎地域に所在する施設における特例（条例第2条第5号及び第6号、第3条第2号）
「意欲、適性、能力等を考慮して適当と認められるもの」については、当該者の職務に照らして、幼稚園、保育所等における従事経験、日常的な取組の状況に関する施設長の見解等を踏まえて判断されるものであること。

(3) 施設の長の資格（条例第2条第8号）

「保育所の長又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者」とは、「社会福祉法人の経営する社会福祉施設の長について（昭和47年5月17日付け厚生省社会・児童家庭局長連名通知）」に規定する保育所の施設長の資格内容を満たす者であること。

3 施設設備

(1) 調理室の設置が不要な場合（条例第2条第9号）

施設が幼稚園である場合、当該幼稚園内で調理する方法により食事を提供する子どもの数が20人に満たない場合であって、当該方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えている場合、調理室を設けなくてもよい。

(2) 建物、運動場及び屋外遊戯場が同一の又は隣接する敷地内にない場合の取扱い（条例第2条第10号）

① 同号イに掲げる要件に該当する場合

移動時間が子どもの心身の負担とならないよう、建物、運動場及び屋外遊戯場は、徒歩により、短時間で移動できる範囲にあること。

② 同号ロに掲げる要件に該当する場合

敷地間の通路に歩道が設置されている等、移動経路の安全が確保されていること。また、施設において、移動についての安全対策マニュアル等を作成し、これに基づき子どもの移動が行われること。

(3) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合の取扱い（条例第2条第11号）

0歳児及び1歳児の定員のうち、ほふくをしない子どもと、ほふくをする子ども（立ち歩きをはじめた子どもを含む。以下同じ。）の内訳に基づき、ほふくをしない子どもに対しては乳児室を、ほふくをする子どもに対してはほふく室を確保すること。

乳児室とほふく室を一つの部屋として運営する場合には、ほふくをする子どもとほふくをしない子どもが同時に在室することから、安全の確保に留意しつつ、ほふくをしない子ども1人につき1.65㎡、ほふくをする子ども1人につき3.3㎡の面積を確保すること。

なお、ほふくをしない子どもとほふくをする子どもの内訳については、下記の事項に留意すること。

- ① 一般に、1歳児にあつては、そのほとんどがほふくをする子どもであると考えられること。
② 一般に、0歳児にあつても、満1歳に達する以前にほふくをするに至る子どもが相当数み

られること。

4 教育・保育の内容

(1) 食育の推進に関する計画（条例第2条第23号）

食を通じた子どもの健全育成を図る観点から、発育・発達過程に応じて食に関して配慮すべき事項等を定めた食育計画を策定し、食事を提供すること。

食育計画に関しては、「食を通じた子どもの健全育成（いわゆる「食育」）に関する取組の推進について（平成16年3月16日雇児発第0316007号）及び「保育所における食を通じた子どもの健全育成に関する取組の推進について（平成16年3月29日雇児保発第0329001号）」を踏まえて作成すること。

なお、食事の提供について、条例第2条第39号ただし書きによる場合については、「食事を作ることに関わる人と子どもとの交流」や「食材の栽培や調理など子どもの食への主体的な関わり」、「食を通じた親への意識啓発」等の内容を食育計画に盛り込むこと。

(2) 虐待等の禁止（条例第2条第25号チ）

虐待等の未然防止及び発生時の対応に関する措置を講ずること。

5 子育て支援

(1) 実施する事業（条例第2条第29号）

「施設が有する教育及び保育の機能を発揮する事業」とは、体験入園、三世代交流、出前相談・出前講座、園庭・園舎開放など、地域の実情を踏まえて実施するものであること。

(2) 担当職員の資格（条例第2条第30号）

「相当の知識及び経験を有する者」とは、幼稚園の教諭の普通免許状等を有する者、保育士、保健師等のうち、幼児教育、保育、子育て支援に関する施策（国、県、市町で実施している事業等）に精通しており、幼稚園、保育所等における子育て支援事業などに2年以上の従事経験を有する者であること。

6 管理運営

(1) 情報の公開（条例第2条第33号、第3条第8号）

保護者が適切に施設を選択できるよう、次の事項について、印刷物の配布、インターネットの利用等により、情報の提供を行うこと。

- ① 法第4条第1項に掲げる事項（施設の名称及び所在地、入所定員等）
- ② 施設において実施される教育保育の概要（1日の標準的な教育及び保育の内容、施設の利用に係る料金の額、保育に従事する職員の数等）

(2) 防災、防犯等の体制の整備（条例第2条第36号）

- ① 防災体制の整備

ア 施設の实情に応じた「地震、風水害、火災その他の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画」を策定すること。

イ 防災担当者を設置し、緊急時の安全確保のための体制を整備するとともに、市町等との連携協力体制を整備すること。

ウ 避難・救出等必要な訓練を定期的(月1回以上)に実施し、その訓練を踏まえた計画の内容の検証と必要な見直しを行うこと。

② 防犯体制等の整備

防犯担当者を設置し、山口県犯罪のない安全で安心なまちづくり条例(平成18年山口県条例第3号)第14条第3項の規定に基づく「学校等及び通学路における児童等の安全確保に関する指針」に従って行うこと。

③ 事故防止の取組

事故が発生しやすい場面については、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」(平成28年3月31日府子本第192号・27文科初第1789号・雇児保発0331第3号)などを踏まえ、事故防止対策を講ずること。

④ 事故等発生時の体制の整備

事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施すること。

また、重大事故が発生した場合における報告、再発防止の措置(当該事故に係る検証が実施された場合には、その結果を踏まえた対応状況等を含む。)を講ずること。

事故等が発生した場合の補償を円滑に行うことができるよう、適切な保険や共済制度へ加入すること。

(3) 食事の提供(条例第2条第39号)

食事の提供は、施設の調理室で調理する方法によることとする。ただし、条例で定める要件を満たす場合に限り、満3歳以上の子どもに対する食事の提供については、施設外で調理し搬入する方法により行うことができること。

なお、保護者の希望で自宅から弁当を持参する等の理由により、施設が食事を提供しない場合には、持参した弁当等を適切に保管できる設備を備えておくこと。

① 給食の提供に係る責任体制の確保(条例第2条第39号イ)

ア 施設の責任体制

施設は、次に掲げる業務を自ら実施すること。

- ・入所児童の栄養基準及び献立の作成基準を調理の業務を行う者(以下「受託業者等」という。)に明示するとともに、献立作成に当たっては施設の職員及び栄養士又は管理栄養士が参画することとし、献立表が当該基準どおり作成されているか事前に確認すること。

- ・ 毎回、検食を行うこと。
- ・ 受託業者等調理の業務を行う者から、給食業務従事者の健康診断及び検便の実施状況並びに結果を確認すること。
- ・ 調理業務の衛生的取扱い、購入材料その他の履行状況を確認すること。
- ・ 定期的に子どもの嗜好調査の実施及び喫食状況の把握を行うとともに、栄養基準を満たしていることを確認すること。
- ・ 適正な発育や健康の保持増進の観点から、子ども及びその保護者に対する栄養指導を行うこと。
- ・ 社会福祉施設において外部搬入を行う場合の衛生基準を遵守すること。

(衛生基準とは、『「保護施設等における調理業務の委託について（昭和 62 年 3 月 9 日社施第 38 号）」において準拠されている「病院、診療所等の業務委託について（平成 5 年 2 月 15 日指第 14 号）」の第 4 の 2 の規定』)

イ 業務の契約について

施設が食事の提供について施設外で調理し搬入する方法による場合は、その契約内容、施設と受託業者等との業務分担及び責任体制、経費負担を明確にした契約書を取り交わすこと。

契約書には、次の②ア、ウ、エ、オ、カ及びアレルギーへの配慮に関する事項及び下記に関する事項を明確にすること。

- ・ 受託業者等に対して、施設側から必要な資料を求めることができること。
- ・ 受託業者等が契約書で定めた事項を誠実に履行しないと施設が認めたときは、契約期間であっても施設側において契約を解除できること。
- ・ 受託業務の遂行が困難となった場合の業務の代行保証に関すること。
- ・ 受託業者等の責任で、食中毒等の事故が発生した場合及び契約に定める義務を履行しないため、施設に損害を与えた場合は、受託業者等は施設に対し、損害賠償を行うこと。

なお、複数の受託業者等から施設外で調理した食事を搬入する場合には、各々契約を締結すること。

② 受託業者等に必要な能力(条例第 2 条第 3 9 号ハ)

調理業務を行う者は、次に掲げるア～カの要件のいずれにも該当するものであること。

ア 当該施設における給食の趣旨を理解し、適正な給食材料を使用するとともに所要の栄養量が確保される調理が行えること。

イ 調理業務の運営実績や組織形態からみて、当該受託業務を継続的かつ安定的に遂行できると認められるものであること。

ウ 受託業務に関し、専門的な立場から必要な指導を行う栄養士又は管理栄養士が確保されているものであること。

- エ 調理業務に従事する者の大半は、当該業務について相当の経験を有するものであること。
- オ 調理業務従事者に対して、定期的に、衛生面及び技術面の教育又は訓練が実施されていること。
- カ 調理業務従事者に対して、定期的な健康診断及び毎月の保菌検査が実施されていること。

③ 子どもの年齢、発達段階及び健康状態に応じた対応(条例第2条第39号ニ)

- ア 子どもが登園後、給食時間までに体調を崩すなどの緊急時において、子どもの状況に応じた適切な食事の提供ができるような体制が図られていること。
- イ 「保育所におけるアレルギー対応ガイドライン」(平成23年3月17日雇児保発0317第1号)を踏まえ、子どもの主治医や施設の嘱託医の指導のもと適切な対応が行われるよう、保護者、施設職員、受託業者等と緊密な連携体制が図られていること。

④ 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(条例第2条第39号ホ)

- ア 再加熱を行うための設備、冷蔵庫等の保存のための設備、給食を配膳するための適切な用具及びスペース、体調不良児等の対応が可能な設備を整備すること。
- イ 調理機能を有する設備は専用スペースとし、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成24年山口県規則第8号)第26条第6号ニの要件を満たすこと。

(4) 苦情解決の方策(条例第2条第40号)

苦情受付窓口及び苦情解決責任者を設置する等の体制整備を図るとともに、対応マニュアルを作成すること。

(5) 経済的基礎(条例第2条第41号)

「経済的基礎を有する」とは、次のア及びイのいずれも満たすものであること。

- ア 施設の運営を行うために直接必要な全ての物件について所有権を有しているか、又は国若しくは地方公共団体から貸与若しくは使用許可を受けていること。

国及び地方公共団体以外の者から貸与を受けている場合には、原則として、地上権又は賃借権を設定し、かつこれを登記しなければならないこと。ただし、次のいずれかに該当する場合には、地上権又は賃借権の登記を行う必要はないこと。

① 建物の賃貸借期間が賃貸借契約において10年以上とされている場合

② 貸主が、地方住宅公社若しくはこれに準ずる法人等の信用力の高い主体である場合

- イ 施設の年間事業費の12分の1以上に相当する資金を、普通預金、当座預金等により有していること。

第3 幼保連携型認定こども園の設置要件

1 職員配置

教育及び保育に従事する者の数（幼保規則第4条第2項）

第2の1に同じ。

2 施設設備

(1) 調理室の設置が不要な場合（幼保条例第3条第5項）

園児の数が20人に満たない場合であって、園内で調理する方法により食事を提供するために必要な調理設備を備えている場合、調理室を設けなくてもよい。

(2) 満2歳に満たない子どもの保育を行う場合の取扱い（幼保条例第3条第3項）

第2の3(3)に同じ。

3 教育・保育の内容

第2の4に同じ。

4 子育て支援（幼保規則第7条第3項）

「その有する教育及び保育の機能を発揮する事業」とは、体験入園、三世代交流、出前相談・出前講座、園庭・園舎開放など、地域の実情を踏まえて実施するものであること。

5 管理運営

(1) 防災、防犯等の体制の整備（幼保条例第9条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第6条第1項及び第2項）

第2の6(2)に同じ。

(2) 食事の提供（幼保条例第3条第4項）

第2の6(3)に同じ。

① 給食の提供に係る責任体制の確保（幼保規則第9条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第27条第1号）

第2の6(3)①に同じ。

② 受託業者等に必要な能力（幼保規則第9条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第27条第3号）

第2の6(3)②に同じ。

③ 子どもの年齢、発達段階及び健康状態に応じた対応（幼保規則第9条において読み替

えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則第27条第4号)
第2の6(3)③に同じ。

④ 調理のための加熱、保存等の機能を有する設備(幼保条例第3条第4項後段)
第2の6(3)④に同じ。

(3) 苦情解決の方策(幼保条例第9条において読み替えて準用する児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例第13条第1項)
第2の6(4)に同じ。

第4 認定申請等の手続き

1 事前の相談・対応

認定こども園の認定及び設置認可を受けようとする施設の設置者は、申請前に、施設が所在する市町の認定こども園を所管する課(子育て支援主管課、保育主管課等)に相談し、次のような対応を図ること。

① 施設において実施する子育て支援事業

施設が所在する地域における子育て支援の需要に照らし、実施が必要とされる事業の内容等について情報を得ること。

② 施設において保育する「保育を必要とする子ども」の数

幼保連携型認定こども園、幼稚園及び保育機能施設にあつては、施設が所在する地域における保育の需要について、情報を得ること。

③ 施設において保育する「保育を必要とする子ども以外の子ども」の数

保育所にあつては、保育を必要とする子どもの入所に支障をきたさない数について、市町と協議の上、判断すること。

また、市町は、認定こども園の認定及び認可を受けようとする施設の設置者からの相談に応じ、地域の現状やニーズの動向、関係者の意見等について必要な情報提供等を行うとともに、事前相談の状況について県に連絡すること。

なお、満三歳以上の子どもについては学級を編成し、一学級の子どもの数は、原則として三十人以下とすること。

2 認定及び認可申請書の添付書類

I 幼保連携型認定こども園以外の認定こども園

幼保連携型認定こども園以外の認定こども園認定申請書(施行細則別記第1号。以下「認定申請書」という。)の標準的な添付書類は次のとおりとする。その他、必要に応じて別途書類を求めるものとする。

- ① 教育及び保育に係る事業計画書
- ② 全体計画書及び指導計画書
- ③ 子育て支援事業実施計画書
- ④ 食育の推進に関する計画書
- ⑤ 職員名簿
- ⑥ 職員の資格を証する書類
- ⑦ 施設の配置図、平面図、求積図及び施設の概要
- ⑧ 職員の研修に関する計画書
- ⑨ 地震、風水害、火災その他の非常災害時の安全確保のために必要な組織体制・行動手順を定めた施設内防災計画
- ⑩ 補償の制度を整備していることを証する書類
- ⑪ 経済的基礎を有していることを証する書類
- ⑫ 収支予算書
- ⑬ 市町の意見書
- ⑭ 食事の提供について施設外で調理し搬入する方法による場合
 - ア 外部搬入に係る業務委託契約書（写）
 - イ 栄養指導を受ける栄養士又は管理栄養士の履歴書及び承諾書
 - ウ 施設及び受託業者等の衛生管理マニュアル
 - エ アレルギー児及び体調不良児への対応方針
- ⑮ 認定こども園の運営に関する規程
- ⑯ 施設長及び子育て支援担当者の履歴書
- ⑰ 欠格事由非該当申出書
- ⑱ 設置者の登記事項証明書

Ⅱ 幼保連携型認定こども園

(1) 設置の届出又は認可申請

幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更届又は幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更認可申請書（施行細則別記第2号又は第3号。以下「設置届等」という。）の添付書類は次のとおりとする。

- ① Iの添付書類
- ② 幼保連携型認定こども園の運営に関する規程

(2) 廃止・休止の届出又は認可申請

幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更届又は幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更認可申請書（施行細則別記第2号又は第3号。以下「廃止届等」という。）の添付書類は次のとおりとする。

- ① 廃止又は休止の理由

- ② 園児の処置方法
- ③ 廃止の期日又は休止の予定期間
- ④ 財産の処分

(3)設置者変更の届出又は認可申請

幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更届又は幼保連携型認定こども園設置・廃止・休止・設置者変更認可申請書（施行細則別記第2号又は第3号。以下「変更届等」という。）の添付書類は次のとおりとする。

- ① 変更前及び変更後の(1)①及び②
- ② 変更の理由及び時期を記載した書類

3 周知事項及び変更の届出

(1) 法第28条第1項の規定により、知事が認定こども園の認定をしたときに周知を図る事項は、次のとおりとする。

- ① 法第4条第1項各号に掲げる事項
- ② 1日の標準的な教育及び保育の内容
- ③ 施設の利用に係る料金の額
- ④ 保育に従事する職員の数
- ⑤ 設備の概要
- ⑥ 子育て支援事業の概要

(2) 施行細則第8条第1項の規定による認定こども園周知事項変更届の提出は、(1)に掲げる事項（②を除く。）を変更しようとする場合に行うものであること。

(3) (2)の変更届には、変更事項に係る2に掲げる書類を添付すること。

4 運営状況の報告

法第30条に規定する認定こども園の運営の状況の報告は、認定こども園運営状況報告書（別記第1号様式）に、施行細則第9条第2項各号及び第3項に掲げる事項を記載した書類を添付して提出すること。

5 定期的な報告

食事の提供について、条例第2条第39号ただし書きによる場合については、次の書類について、年4回（6、9、12、3月末）提出すること。

- ① 栄養管理報告書
- ② 調理業務従事者の保菌検査結果報告書

6 認定の辞退

- (1) 認定こども園としての運営を終了しようとする場合には、知事に認定こども園認定辞退届（別記第2号様式）を提出すること。
- (2) (1)の辞退届を提出する場合には、施設の利用者及び市町の認定こども園を所管する課（子育て支援主管課、保育主管課等）に対して、事前に説明すること。
- (3) 認定こども園としての運営の終了により、施設を退所する子どもがいる場合には、関係機関と連携し、新たな入所施設の確保に努めること。

7 書類の提出

認定及び認可申請書等（添付書類を含む）は正本1部及び副本1部、それ以外の書類は1部を知事に提出すること。

第5 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行について必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年1月15日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。ただし、条例第3条第9号及び第37号ただし書を加える改正規定に基づく改正については、平成24年7月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年9月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和5年8月18日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。